今お借り入れのあるプロパー融資の

経営者保証を解除

プロパー融資借換特別保証制度のご案内

ご 利 用いただける方

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入がある法人

資格要件

以下のすべての要件を満たす法人

資産超過である

EBITDA有利子負債倍率(※1)が15倍以内

法人・個人が分離されている

返済緩和している借入金がない※2

- ※1 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金·社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)
- ※2 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証 4号の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります。

取扱期間

令和6年3月15日~令和9年3月31日(保証申込受付分)

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。



福島県信用保証協会

- 福島営業店 TEL:024-526-1530 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10階
- **白河支店** TEL:0248-24-0156 白河市道場小路96-5 白河商工会議所会館2階
- **いわき支店** TEL:0246-23-3570 いわき市平字材木町3-1
- 郡山支店 TEL:024-932-2769 郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館3階
- **会津支店** TEL:0242-23-9171 会津若松市南千石町2-19
- 相双支店 TEL:0244-23-5105 南相馬市原町区本町1-3
- 保証推進課 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま11階 TEL 024-573-5265

プロパー融資借換特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円(組合等は4億8,000万円) 申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない借入(プロパー借入) のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とする。
責任共有制度	対象
対 象 資 金	借換資金(申込金融機関における保証協会の保証を付さない借入(プロパー借入)の うち、経営者保証を提供している事業資金の借り換えに限ります。)
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は10年以内 (据置期間1年以内)
担保	必要に応じて
保 証 人	不要(無保証人)
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%~1.90%
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 財務要件等確認書、借換債務等確認書

借入時の要件があります

申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります。



- 経営者保証を提供せず、かつ保全のない保証協会の保証を付さない借入 (プロパー借入)を借り入れること。
- 本制度による返済部分を除く保証協会の保証を付さない借入(プロパー借入)の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除した借入について保全がないこと。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください